



名古屋市の支払い事例・補償内容

1	育英費用補償 2ページ	扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。
2	個人賠償責任補償 (示談交渉サービス付き) [国内のみ] 3ページ	<p>お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。</p> <p>※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。</p> <p>※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。</p> <p>※受託品賠償は時価額を限度に補償します。詳細は補償概要でご確認ください。</p>
3	トラブル被害 対応補償 4ページ	<p>お子さまがいじめ、SNS上での誹謗中傷やストーカーなどの被害(※1)を受けて届出・相談等(※2)を行った場合に初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、訴訟関連費用(※1)を補償します。</p> <p>(※1)対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等はこども総合保険の補償概要をご確認ください。</p> <p>(※2)弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。</p>
4	傷害(ケガ)補償 5ページ	<p>授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。</p> <p>※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。</p>
	自転車事故 重点補償 5ページ	<p>お子さまが自転車に乗っている間にケガをした場合、または乗っていないときに走っている自転車と接触しケガをした場合に補償が厚くなります。</p>
5	細菌性食中毒補償 6ページ	<p>お子さまが摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。</p> <p>※補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。</p>
6	学校管理下 動産補償 7ページ	<p>学校の授業・登下校中などに、お子さまが携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。</p> <p>※自転車など一部補償対象外の物があります。</p>
7	病気死亡見舞金 (葬祭費用) 8ページ	<p>お子さまが補償期間中に病気を発病し、補償期間中または発病から180日以内に亡くなった場合に、実際に負担した葬祭費用を補償します。</p> <p>※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象になりません。</p>
8	病気の補償 9ページ	<p>お子さまが補償期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 疾病入院医療保険金…1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じてお支払いします。 ● 疾病手術医療保険金…所定の手術を受けた場合に、お支払いします。 ● 疾病入院療養一時金…60日以上継続入院が必要と医師に診断された場合に、お支払いします。 <p>※補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。</p>

育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。



親をなくした子どもの多くが進学を断念してしまうと言われています。事故で万が一のことが起きた場合でも、お子さまの将来のための育英資金を備えることができます。

支払事例

自宅で扶養者が転倒して、壁に頭を打ち付けてしまい脊柱管狭窄症と診断され入院。障害者1級、要介護4と認定された。

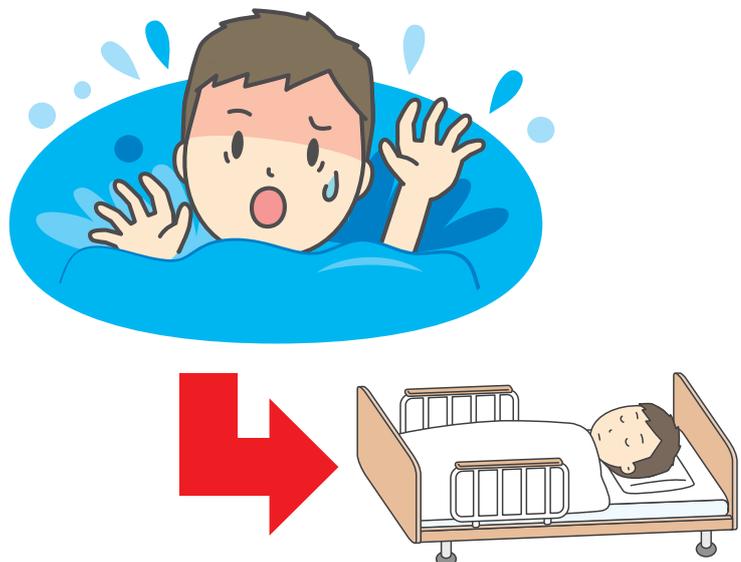
1,040,000円



支払事例

扶養者が海で溺れて亡くなった。

9,040,000円





個人賠償責任補償

示談交渉サービス付
(国内のみ)

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

※受託品賠償は時価額を限度に補償します。詳細は補償概要でご確認ください。

あやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償リスクに備えることができます。また、代理で示談交渉を行うサービスも付いているので安心です。(国内のみ)さらに、ご家族も含めて補償の対象となります。

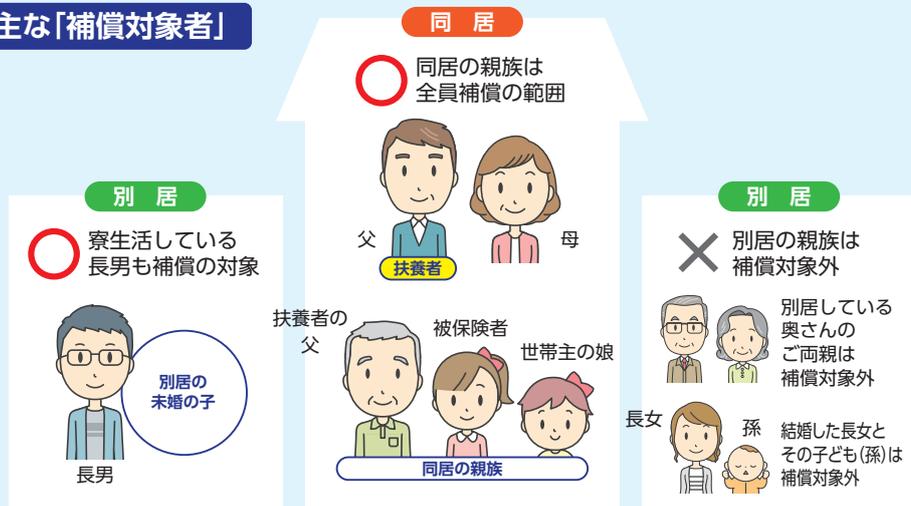
特長1

被害者や遺族との
示談交渉サービス付き
(国内のみ)

特長2

同居の親族など
家族も補償対象

主な「補償対象者」

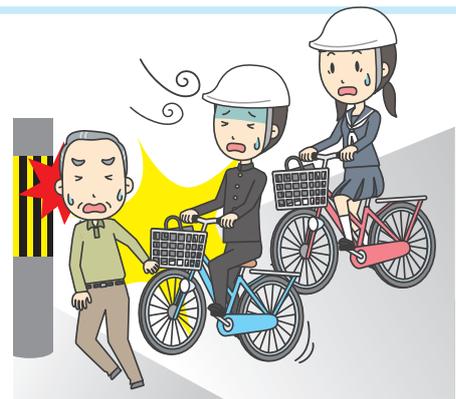


※上記以外にも補償対象となる場合があります。詳細は補償概要または約款をご覧ください。

支払事例

自転車道兼歩道を走行中、
バランスを崩し相手歩行者
に追突した。

約2,600万円



支払事例

別居している祖母のスマホを触っていたら、
誤って落としてしまい壊してしまった。

約77,000円





トラブル被害対応補償

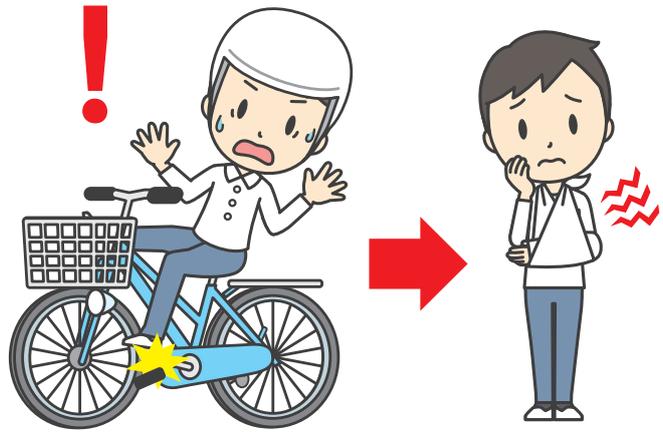
お子さまがいじめ、SNS上での誹謗中傷やストーカーなどの被害(※1)を受けて届出・相談等(※2)を行った場合に
初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、
訴訟関連費用(※1)を補償します。

(※1)対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等はこども総合保険の補償概要をご確認ください。

(※2)弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。

支払事例

自転車を購入して1週間で
走行中にペダルが外れたこと
によりバランスを崩して
転倒しケガをした。弁護士
に相談し、販売者側に慰謝
料の請求をした。(法律相談
費用、委託費用、訴訟費用)



約169,000円

支払事例

虫を近づけられたり、
死骸を机に置かれたり、
言葉での嫌がらせ
や暴行もあったため弁
護士へ相談。(法律相
談費用)



33,000円



傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、
さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。

自転車事故重点補償

お子さまが自転車に乗っている間にケガをした場合、
または乗っていないときに走っている自転車と接触し
ケガをした場合に補償が厚くなります。

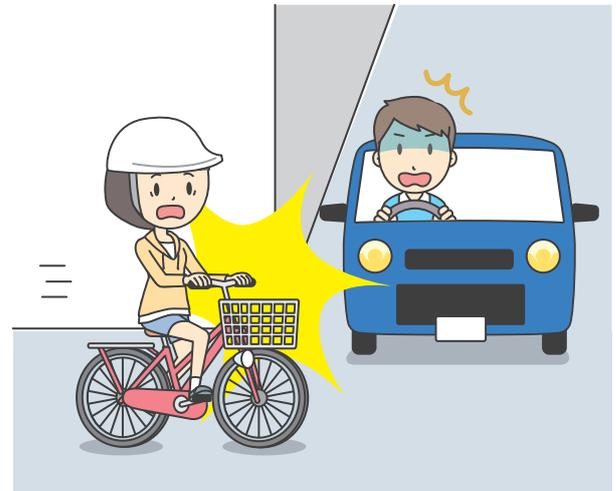
学校生活でのケガや事故のみならず、課外活動中や塾などの習い事でのケガなど、24時間補償します。また、ケガによる入院・通院等もしっかりサポートします。保険金請求の手続きもスマホや電話から簡単に行うことができるので便利です。

支払事例

自転車で信号のない十字路を
真っすぐ走行していたら左から出
てきた相手自動車とぶつかって
ケガをしてしまい通院した。

【自転車事故重点補償】
通院日額5,000円×45日

225,000円



支払事例

父親と公園でサッカーをしていてキーパーの練習
中にボールを受け止めた際に手首をケガした。

【傷害補償】通院日額3,000円×55日

165,000円





細菌性食中毒補償

お子さまが摂取したものにより
細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。

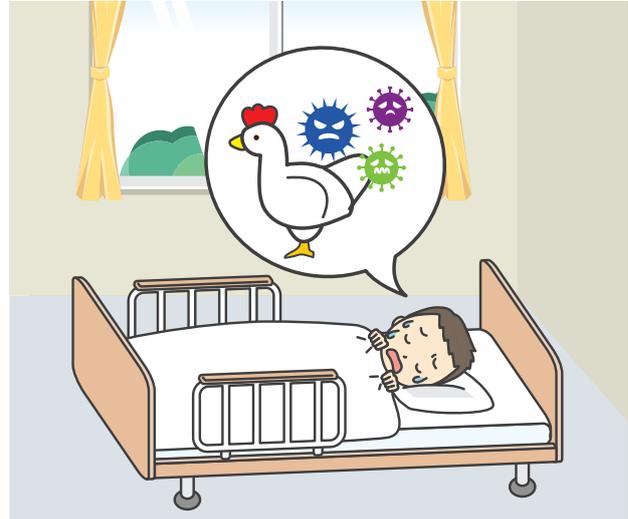
※補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

支払事例

鶏肉が原因で食中毒になって
しまい入院した。

【傷害補償(入院保険金)】
入院日額5,000円×5日

25,000円



支払事例

回転寿司の食べ物で食中毒に
なってしまう通院した。

【傷害補償(通院保険金)】
通院日額1,600円×1日

1,600円





学校管理下動産補償

学校の授業・登下校中などに、お子さまが携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。

※自転車など一部補償対象外の物があります。

支払事例

机の上にメガネを置いてあったが、それに気付かずに荷物を乗せてしまい破損した。

50,000円



支払事例

塾の授業が終わってリュックを背負った際ポケットからスマホが落ちて破損した。

約41,000円





病気死亡見舞金 (葬祭費用)

お子さまが補償期間中に病気を発病し、
補償期間中または発病から180日以内に亡くなった場合に、
実際に負担した葬祭費用を補償します。

※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象になりません。

支払事例

脳腫瘍により被保険者
が亡くなった。

1,000,000円





病気の補償

お子さまが補償期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。

疾病入院医療保険金 1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じてお支払いします。

疾病手術医療保険金 所定の手術を受けた場合に、お支払いします。

疾病入院療養一時金 60日以上継続入院が必要と医師に診断された場合に、お支払いします。

※補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

支払事例

小児がんにより入院・手術をした

【疾病入院療養一時金】300,000円
【疾病入院医療保険金】5,000円×60日
【疾病手術医療保険金】5,000円×10倍

650,000円



支払事例

自閉症スペクトラム障害と診断され 長期で入院した

【疾病入院医療保険金】3,500円×60日=210,000円
【疾病入院療養一時金】300,000円

510,000円

